

○常総衛生組合職員の特殊勤務手当に関する規則

令和7年2月6日

常総衛生組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、常総衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和39年常総衛生組合条例第2号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手当支給対象業務)

第2条 条例第2条に規定するし尿の処理及び清掃業務において、著しく危険、不快、不健康又は困難な作業その他の著しく特殊な作業は、次の各号に掲げる作業とする。

- (1) ドラムスクリーン内部のし渣堆積物の除去作業
- (2) スクリュープレス内部のし渣堆積物の除去作業
- (3) ホッパー内の固形物の破碎除去作業
- (4) 受入槽内の固形物の破碎除去作業
- (5) 受入槽、貯留槽及び予備貯留槽の槽内清掃前の高圧水による予備洗浄作業
- (6) 受入槽、貯留槽及び予備貯留槽の槽内清掃後の槽内での内部確認作業
- (7) 灰ホッパー内の焼却灰をコンテナに排出する作業
- (8) 投入口沈砂槽の清掃及び沈砂の搬出作業
- (9) 汚泥脱水機の洗浄作業
- (10) 使用後のバキューム車タンク内の洗浄作業
- (11) 投入口開閉部ワイヤーの交換作業
- (12) 焼却炉内での焼却灰固形物の除去作業
- (13) 汚泥及び処理水等移送配管の詰まりを除去する分解清掃作業
- (14) 廃オゾン活性炭の交換作業
- (15) オゾン反応槽内での散気管交換作業
- (16) 薬品注入ポンプのダイヤフラム交換作業
- (17) 人体に有害な薬品（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第2項に規定する劇物）を取り扱う水質試験
- (18) 凝集沈殿槽越流堰の清掃作業
- (19) 薬品タンクストレーナの清掃作業
- (20) 脱臭塔循環液シャワーノズルの分解清掃作業
- (21) 前各号に掲げる作業のほか、所属長が特殊勤務手当の支給に相当する作業と認める

もの

(不支給)

第3条 管理職手当を支給している職員には、特殊勤務手当は支給しない。

(特殊勤務実績簿)

第4条 第2条の手当支給対象業務を行った職員は、特殊勤務実績簿（別記様式）に所要事項を記入し、所属長に作業内容の確認を受けなければならない。

2 所属長は、特殊勤務実績簿を5年間保存しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

特殊勤務実績簿

年 月分

課名		職名		氏名	
所属長 確認印	作業日(曜日)	作 業 内 容			従事 者印
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	日()	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分	
	合計 日				